

未来技術活用によるコンテンツ創出支援金
募集要項

令和6年4月15日

目次

1	事業の趣旨・目的	1
2	支援事業	1
3	支援対象経費	1
4	事業の流れ	2
5	スケジュール	2
6	申請者の資格要件	2
7	申請方法等	3
	(1) 申請受付期間	3
	(2) 申請様式の入手方法	3
	(3) 提出書類	3
	(4) 申請方法	3
	(5) 申請にあたっての注意事項	4
8	事業企画書等	4
9	公募に関する質問	4
10	事業予定者の選考及び公表について	5
11	事業発表会	6
12	事業実施報告	6
	(1) 提出資料	6
	(2) 報告様式の入手方法	6
	(3) 提出方法	6
	(4) 報告にあたっての注意事項	6
13	事業実施報告書類の審査	6
14	支援金請求書の提出	7
15	支援金の支給	7
16	支援事業の変更	7
17	決定の取消し	7
18	留意事項	8
19	問い合わせ先	8

1 事業の趣旨・目的

本事業は、メタバース（インターネット上に構築された仮想空間）や生成 AI、XR（以下「メタバース等」という。）を活用した事業もしくは将来的に活用が想定される事業を行う際に必要な費用（企画・開発費、保守・運営に必要な費用、広報経費等）の一部を支援するものです。

今後市場の拡大が予想されるメタバース等を活用した事業に、市内クリエイティブ関連事業者が挑戦することで、新たなビジネス機会が創出され、市内クリエイティブ関連産業が活性化することを目的としております。

2 支援事業

本事業の支援対象となる事業（以下「支援事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とします。

(1) メタバース等を活用し、事業拡大させることを目的とした事業であること。

社内会議や研修等、企業内部などの限られた参加者での利用にとどまり、メタバース等を広く公開することをしない事業は対象外とします。

(2) 事業内容が法令及び公序良俗に反したものでないこと。

(3) 宗教の教義を広め、儀式行為を行うこと及び信者を教化育成することを目的とした事業でないこと。

(4) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とした事業でないこと。

(5) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とした事業でないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、本支援金の支給が不相当と認められない事業であること。

3 支援対象経費

(1) 支援対象経費

本事業の支援対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、次の表に掲げるものとします。

【支援対象経費】

項目	概要
1 メタバース等にかかる企画・開発費	・ 人件費、機械等購入費
2 メタバース等にかかる保守・運営に必要な費用	・ サーバー費用
3 その他事業を実施するにあたり、必要な経費	・ 広報経費 等

※旅費、宿泊費は支援対象外とします。

※国や県その他の団体等による事業から、補助金・交付金・負担金その他の金銭給付を受けている経費については対象外とします。

(2) 支援額

本事業の支援額は、支援対象経費に2分の1を乗じて得た額または100万円のいずれか少ない額とします。

なお、支援対象経費に2分の1を乗じて得た額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとします。

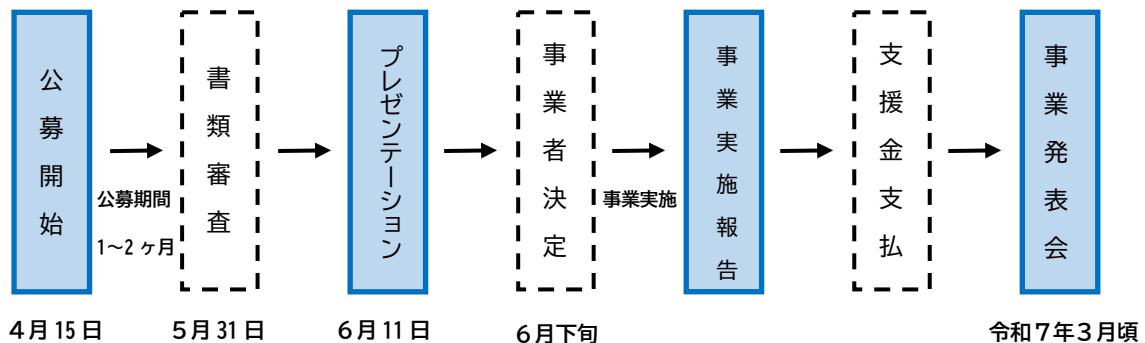
(3) 支援金対象期間

事業者決定通知が送付された日以降に発生する経費を、本事業の支援金対象経費とします。

4 事業の流れ

本事業の大まかな流れは次のとおりです。

※スケジュールについては、公募開始時点のもので、今後変更になる可能性があります。



※ は申請者が行う項目です。

5 スケジュール

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年4月15日(月) |
| (2) 質問申込締切 | 令和6年4月19日(金) 17:00 |
| (3) 質問の回答 | 令和6年4月24日(水) |
| (4) 公募締切 | 令和6年5月24日(金) 17:00 |
| (5) 書類審査結果通知 | 令和6年5月31日(金) |
| (6) プレゼンテーション | 令和6年6月11日(火) |
| (7) 事業者決定通知 | 令和6年6月下旬 |
| (8) 事業者情報交換会 | 令和6年11月頃 |
| (9) 事業実施報告締切 | 令和7年2月28日(金) 17:00 |
| (10) 事業発表会の実施 | 令和7年3月中旬 |

6 申請者の資格要件

本事業に申し込める申請者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。

申込にあたっては申請者の中から、代表事業者を定め、申請及び事業の諸手続きを行って下さい。

- (1) 市内クリエイティブ関連事業者であること。

クリエイティブ関連事業者とは、映像（3DCG等含む）、ゲーム、音楽、ファッション及びデザインを主要事業とする事業者を意味します。

※市内事業者とは、福岡市内に本社があることをいいます。

- (2) 法人化している事業者または令和7年2月28日（金）までに法人化をしている者であること。
- (3) 申請者の役員が、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）または同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）や暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 事業の運営について、暴力団や暴力団員または暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (5) その他、本事業の趣旨に照らして適当でないクリエイティブ福岡推進協議会の会長（以下「会長」という。）が判断するものでないこと。

7 申請方法等

(1) 申請受付期間

令和6年4月15日（月）から令和6年5月24日（金）17：00

(2) 申請様式の入手方法

申請書類等の様式は、福岡市のホームページからダウンロードできます。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/r6_meta.html

(3) 提出書類

次の書類を、(1)の申請受付期間内に提出してください。

- ①支援金申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③事業企画書（詳細については「8 事業企画書等」を参照）
- ④収支予算書（詳細については「8 事業企画書等」を参照）
- ⑤運営体制図（詳細については「8 事業企画書等」を参照）
- ⑥役員名簿（様式第3号）
- ⑦（法人の場合）登記事項証明書（写し可）
- ⑧（法人の場合）定款、規約等

※個人事業主の場合は、法人化完了後に⑦⑧の書類を提出ください。

※提出書類の中に個人番号（マイナンバー）の記載がある場合は、黒塗りするなどして番号が見えないようにしてください。

(4) 申請方法

申請書類は、電子メールでご提出ください。

提出先：futuretech_shien@city.fukuoka.lg.jp

※メールのタイトルは「【申請】未来技術活用支援金」としてください。

※メールの受信容量の上限は9MBになります。9MBを超える場合は、複数回に分けてメールを送付ください。

※期限までに事業企画書等の提出がなされなかった場合は、支援金申請書を提出し

ていた場合であっても、参加を辞退したものと見なします。

(5) 申請にあたっての注意事項

①本事業の申請に関する資料作成及び提出にかかる一切の費用は、参加者の負担とします。

②提出された申請書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用いたしません。

③支援金の申請は1事業につき1件までとします。

※同一事業者が別事業のために2件申請することは可能です。

8 事業企画書等

(1) 事業企画書

事業企画書は以下の様式で提出すること。

・ A4（日本産業規格）

※向きの規定はございません。

・ 上限 40 ページ（ただし、表紙、目次、白紙ページは除く）

・ 1枚目は表紙、2枚目は目次とすること。

・ 表紙、目次を除き、ページ番号を一連で付すこと。

・ 事業の目的、実現に向けての具体的なプロセスを記載すること。

・ 別表の評価項目配点表に沿った企画書を作成すること。

(2) 収支予算書

・ A4（日本産業規格）

・ 事業全体にかかる収支予算書を作成すること。

(3) 運営体制図・類似事業の実績

・ A4（日本産業規格）

・ 事業実施における運営体制図を作成すること。

9 公募に関する質問

公募に関する質問を行う場合は、様式第4号「質問書」（以下「質問書」という）を提出すること。

(1) 募集受付期間

令和6年4月15日（月）から令和6年4月19日（金）17：00

(2) 提出方法

書類は、電子メールでご提出ください。

提出先：futuretech_shien@city.fukuoka.lg.jp

※メールのタイトルは「【質問】未来技術活用支援金」としてください。

(3) 質問に対する回答

令和6年4月24日（水）に福岡市のホームページに掲示する。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/r6_meta.html

※公平性の観点から電話による質問には一切応じません。

10 事業予定者の選考及び公表について

提出された申請書類や申請者によるプレゼンテーション（審査会）に基づき、本事業の対象となる事業を選考します。

(1) 書類審査

申請者が多数いる場合は、事業企画書等を提出した事業者を対象に、書類審査を実施します。書類審査では、各審査員が持ち点 300 点（評価項目配点表のとおり）の範囲内で事業企画書等の内容について審査を行います。書類審査の合格者については、審査に基づきクリエイティブ福岡推進協議会が決定します。なお、P1「2 支援事業」及びP2「6 申請者の資格要件」の要件を満たしていない申請については、選考の対象外とします。

結果については、令和6年5月31日(金)に電子メールにて通知します。

(2) プレゼンテーション（審査会）

(1)の書類審査を通過した事業者を対象にプレゼンテーション（審査会）を実施します。詳細については令和6年5月31日(金)以降に、事務局から事業者へ電子メールにて通知します。

① 日時

令和6年6月11日(火) 時間未定

②会場

アクロス福岡会議室

③内容

・事業者によるプレゼンテーション 5～10分

・質疑応答 5～10分

※事前に提出した事業企画書等に沿ってプレゼンテーションを行ってください。

※出席者は計3名までとします。

※プロジェクターの利用を希望する場合は、企画提案書等の提出の際に事務局に申し出てください。

※プロジェクターを使用し別途資料にて説明する場合、企画提案書に記載された内容以外の説明、提案は認めません。

(3) 審査方法及び評価項目・配点

①審査方法

各審査員が持ち点 300 点（評価項目配点表のとおり）の範囲内で事業企画書等、プレゼンテーション及び質疑応答の内容について審査を行います。支援事業者については、審査に基づきクリエイティブ福岡推進協議会が決定します。

②予定支援事業者数

4件

③評価項目・配点

評価項目配点表のとおり

※審査に関する質問には一切応じません。

(4) 事業予定者の公表について

令和6年6月下旬に、事業予定者を決定します。

事業予定者に決定された事業者へは個別に通知します。通知には支援内示額や支援条件等を記載しますので、必ず内容をご確認ください。

また、事業予定者に決定した事業者の事業者名・事業概要は福岡市のホームページ上に掲載します。

(5) その他

- ①選考結果に対する異議等については、一切応じません。
- ②事業予定者は、事業予定者としての地位を第三者に譲渡することはできません。

1 1 事業発表会

令和7年3月中旬（予定）に、市内において今後未来技術活用事業を検討している事業者等を対象としたセミナーを実施予定です。

支援事業者は、支援事業の内容や成果について発表してもらいます。

1 2 事業実施報告

(1) 提出資料

事業完了後は、次の書類を事業完了の日から30日以内に提出してください。なお、最終提出期限は令和7年2月28日（金）17：00です。

- ① 事業実施報告書（様式第8号）
- ② 事業収支決算書（様式第9号）
- ③ 支援対象経費に係る支出の確認ができる書類（領収書等）

(2) 報告様式の入手方法

報告書等の様式は、福岡市のホームページからダウンロードできます。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/r6_meta.html

(3) 提出方法

書類は電子メールにて提出ください。

提出先：futuretech_shien@city.fukuoka.lg.jp

※メールのタイトルは「【報告】未来技術活用支援金」としてください。

※メールの受信容量の上限は9MBになります。9MBを超える場合は、複数回に分けてメールを送付ください。

(4) 報告にあたっての注意事項

支援額は、ご提出いただく「事業収支決算書」や「支援対象経費に係る支出の確認ができる書類」をもとに算定します。これらの書類で支援対象経費の支払先や支払日、支払額及び明細等が確認できないと支援額を確定することができませんので、書類は漏れがないようにご提出ください。

1 3 事業実施報告書類の審査

ご提出いただいた報告書類をもとに、事業実施状況の確認及び支援額を確定させます。必要に応じて書類の追加提出等を求めることがあります。

支援額の確定後、支援金確定通知書（様式第 11 号）を送付します。支援金の確定額は報告書類をもとに算定しますので、支援金支給の決定時にお知らせした内示額から増減することがあります。

1 4 支援金請求書の提出

支援金確定通知書と併せて送付する支援金請求書兼口座振込依頼書（様式第 12 号）を電子メールでご提出ください。

提出先：futuretech_shien@city.fukuoka.lg.jp

※メールのタイトルは「【支援金請求】未来技術活用支援金」としてください。

1 5 支援金の支給

支援金は、支援金請求書兼口座振込依頼書を受理した日から 30 日以内に支給します。

1 6 支援事業の変更

事業の基本方針、概要や目的などの変更については認めません。それ以外の経費の配分又は執行計画の変更を行う場合、あるいは支援事業を中止し、又は延期する場合は、事前に実施計画変更申請書（様式第 7 号）を電子メールでご提出ください。

なお、変更内容が支給決定の是非や支給決定金額に影響を与えないことが明白である場合、実施計画変更申請書の提出は不要です。

提出先：futuretech_shien@city.fukuoka.lg.jp

※メールのタイトルは「【計画変更】未来技術活用支援金」としてください。

1 7 決定の取消し

支援事業者あるいは支援事業が、以下のいずれかに該当すると判明したときは、支援金支給決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- (1) 支援事業が本要項「2 支援事業」に該当しないことが判明したとき
- (2) 支援事業者が、支援金支給申請時において本要項「6 申請者の資格要件」に該当していないことが判明したとき
- (3) 申請書類あるいは実績報告等の内容に虚偽があることが判明したとき
- (4) 支援事業が支援対象期間内に完了しないことが判明したとき
- (5) 偽りその他不正な手段によって支援金の支給決定を受けたとき
- (6) 公序良俗に反する行為があると認められるとき
- (7) 支援事業の実施に際し日本の法令に違反したとき
- (8) 前各号に掲げるもののほか、支援金の支給が不相当と会長が認めるとき

なお、上記の（5）から（7）までのいずれかに該当する場合は、決定の取消しと併せて支援事業者の名称及びその内容を公表することがあります。

18 留意事項

- (1) 申請者（団体の場合は代表者ならびに役員）が暴力団員等に該当しないことの確認のため、福岡市及び福岡県警察に照会を行います。
- (2) 申請書類あるいは報告書類の審査の際、必要に応じて、本要項に記載のない書類の提出や説明を求められることがあります。
- (3) 審査の結果、支援金を支給しない決定をすることや、支援金支給申請額あるいは支援内示額から減額して支援額を確定することがあります。
- (4) 事業実績報告書類の審査の結果、支援内示額を上回る支援金支給が適当と認められる場合であっても、既に予算の上限に達している等の理由により、内示額を上回る部分については支援金支給を行わないことがあります。
- (5) 事務局からの連絡は、原則、電子メールにて行います。

19 問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市 経済観光文化局 新産業振興部

コンテンツ振興課 デジタルコンテンツ係

電話番号：092-733-5170（直通）

メールアドレス：futuretech_shien@city.fukuoka.lg.jp

※電話によるお問い合わせは、平日の10時～17時に限ります。